

論文

帝国大学成立期の医科大学における撰科の機能

吉川卓治

1 はじめに

1886年3月、森有礼文部大臣のもとで帝国大学令が制定され、東京大学（法学部、理学部、文学部、医学部）と工部大学校の統合・再編により帝国大学が創設された。帝国大学は、法、医、工、文、理の五つの分科大学と大学院からなり、1890年には東京農林学校を統合して農科大学を加えた。大きな画期となるのは井上毅文相による改革である。1893年3月に文相に就任した井上は、それ以降、帝国大学の自立性・専門性を高めるべく帝国大学令をはじめとした関係法令の本格的な改正に取り組んでいく。この間、すなわち帝国大学創設から井上による改革の始まる1893年までを帝国大学の成立期とみることができる。

帝国大学の創設にともない1886年9月から分科大学通則が施行された。その中には、各分科大学の通常の課程を履修する正科生に欠員がある場合、一つもしくは数課目を専修する撰科生の入学を許可することなどが定められていた。撰科に関する規定は、通則の施行に先立つ5月に帝国大学の評議会で制定された分科大学撰科規程をそのまま取り込んだものだった。だが、後述するように分科大学通則の施行後も分科大学撰科規程は独立の規程として数度の改正を経ながら存続していく。

正科生として帝国大学への入学が認められたのは、原則として高等中学校の卒業者に限られていた。高等中学校は1886年4月制定の中学校令に基づき、翌年にかけて7校（諸学校通則に基づく山口高等中学校と鹿児島高等中学造士館を含む）が設置された。これにより帝国大学への進学ルートが全国に広がることになった。しかし、第一高等中学校以外の整備は遅れ、すべての高等中学校が卒業者を出すようになるのは1892年のことだった¹。このため、成立期の帝国大学において各分科大学は（いくつかの分科大学はそれ以降も）収容人員を正科生だけで満たすことが困難な状況にあった。

こうした、帝国大学における各分科大学の収容人員と、実際に入学した正科生の人数とのあいだの「余裕」を利用したのが撰科だった。『東京大学百年史』は、撰科の制度が一部課目の修学を希望する青年への「大学教育課程の開放」という付設的教育課程の機能に加えて、撰科生に対して正科生としての編入が認められていたことに注目し、大正期前半まで「学士号取得のバイパス的機能」をも有していたことを指摘している²。

これに対して山本美穂子は、その入学制度と「バイパス的機能」の展開が未解明だとし、北海道帝国大学農学部における「選科制度」の変遷と「選科生」の推移および正科へ

の編入の具体的過程を検討した。その結果、北海道帝国大学農学部では編入制度がインド人留学生からの出願を契機に始まり、そこには「バイパス的機能」は確かにあったものの、かなり限定的で、かつ女性にはその機能が開かれていなかったことなどを明らかにした³。また、伊藤彰男は、東京帝大と京都帝大の文科系学部が定員充足の観点から、高等（中）学校卒業という入学資格の原則から外れた優秀な人材を確保するための便法として撰科制度を活用したのではないかとしつつも、撰科で学んだ青年が基本的に「中産階級以上に属する家庭の子弟」だったと指摘し「大学教育課程の開放」との評価に再考を促している⁴。

『東京大学百年史』での評価を踏まえてなされたこれらの研究は、帝国大学における撰科の機能の実態解明に取り組んだものだが、農学部や文科系学部（分科大学）に限定しており、医科大学は対象としていない。だが、1886～92年の合計で、法科大学239名、工科大学103名、文科大学250名、理科大学65名、農科大学166名に対して、医科大学276名と、成立期にもっとも多く撰科生を受け入れたのは医科大学だった⁵。この意味で撰科を理解するうえで医科大学を除外することは適切ではない。

すでに東京大学の時期に法文理三学部で撰科生規則が設けられていたが、医科大学は帝国大学創設後に初めて撰科生の入学を認めることになった⁶。医科大学の撰科について『東京大学百年史』は、「専門学校程度の医学系教育機関の修了者を主たる入学者として予定」したこと、また他の分科大学が正科生と同じ試験を実施したのとは異なり、研究報告の指導教官への提出をもって一年の修了の区切りとしたことから、専門学校卒業程度の医師や薬剤師の研修機関としての性格が強かったと評している⁷。

この『東京大学百年史』の評価は、医科大学の撰科制度が他の分科大学のそれとは性格を異にする面を有していたことを示唆するもので注目される。しかし、分科大学通則と分科大学撰科規程から導かれたもので、撰科生の具体的な動向は検討されていない。そこで、本稿は、成立期の医科大学で学んだ撰科生たちの入学前の経歴と、修了後の医科大学とのかかわりを解明したうえで、撰科がどのような機能を有していたのか考えていくことにする。

2 分科大学撰科規程と撰科生の入学前の経歴

2.1 分科大学撰科規程の改正動向

分科大学撰科規程（以下、撰科規程と記す）は1886年に制定され1893年まで繰り返し改正された。まずは医科大学の撰科入学者に関する項目を中心に改正動向をまとめておこう⁸。

最初の撰科規程は、第一項で法・工・文・理の各分科大学の撰科生受け入れについて示し、医科大学については第二項で「文部大臣ニ於テ認可セル医学校」の卒業者もしくは医科大学の試問のうえで医学校卒業者と同等の学力ある者に限り入学を許可するとした。医学校通則（1882年、文部省達第4号）によると、医学校には卒業すれば無試験で医術開業免状を取得できる甲種医学校と、卒業しても医術開業試験に合格しなければ免状を得られない乙種医学校があった。撰科規程のいう「文部大臣ニ於テ認可セル医学校」が甲種だ

けか、乙種も含むのかは明瞭でない。しかしいずれにしても、第四項に「撰科生八年齡十九年以上ニシテ第二項ニ掲ケル医学校ニ於テ卒業シタル者ノ外撰科主管ノ教授ニ於テ試問ヲ為シ所撰ノ課目ヲ学修スルニ堪ユル者ニ限り其入学ヲ許可スルモノトス」とあり、学校歴や免状の有無と関係なく試問による学力検査に合格すれば入学が認められた（以下、表1を参照）。

表1 分科大学撰科規程における入学資格

改正年月日		1886年 9月施行	1888年 3月14日	1890年 9月27日	1890年 12月12日	1892年 3月2日	1892年 11月28日	1893年 9月9日
医術開 業免状 取得者	特許医学校 等卒業者	◎	◎	△	◎	◎	◎	◎
		○	○	△	×	△	△	△
それ以外の者		△	△*	△	×	△	△	×

(註)

- ・ 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』資料一（633～649頁）より筆者作成。
- ・ ◎：無試験での入学を認める。
- ・ ○：試問のうえ入学を認める（ただし乙種医学校卒業者も無試験の可能性もある）。
- ・ △：試問あるいは学力検定のうえで入学を認める。
- ・ ×：入学資格を認めない。
- ・ *：特別の事情があれば総長の認可を経て例外的に入学を認める。

この撰科規程は1888年3月に一部改正がなされ、第二項に「但特別ノ事情アル者ハ帝国大学総長ノ認可ヲ経テ入学ノ定規ニ拘ハラズ許可スルコトアルヘシ」との但書が追加された。意図するところは今一つ不明瞭だが、「特別ノ事情」があれば医学校卒業者と「同等ノ学力」がなくとも入学できる可能性を示したものとみられる。

しかしこの第二項は1890年9月の改正で全体が削除された。さらに第三項（旧第四項）から「第二項ニ掲ケル医学校ニ於テ卒業シタル者ノ外」の部分が削除された。これにより、医学校卒業者か否かにかかわらず試問が必要になった。併せて第一項に医科大学の撰科生については別に細則を定めるとの但書が挿入された。細則は、撰科生は当該課目の主管教員の指揮に従うべきこと、一年後に研究事蹟を主管教員に提出すること、継続希望者は延長を願い出ること、許可なく患者を処置したり薬品などを使用したりしないことなどを定めた生徒心得のようなものだった。だが、第二条に「撰科生ニハ主管教員或ハ医院長ノ命ニ依リ助手ノ事務ヲ負担セシムルコトアルヘシ」とあり、撰科生が助手の事務を担うことが期待されていた点が注目される⁹。ただしこの細則第二条は3か月後の改正で削除される¹⁰。

1890年12月には重要な改正が撰科規程に加えられた。それは第一項但書に施された文言の追加である。すなわち医科大学の撰科については、高等中学校医学部、京都、大阪、名古屋（愛知）の公立医学校、東京大学に置かれていた別課医学教場、甲種医学校（以下、

これらの学校をまとめて特許医学校等¹¹と記す)の卒業生—いずれも医師免許規則(1883年、太政官布告第35号)により無試験で医術開業免状を取得できた—、薬学科の課目は薬剤師免状か薬舗開業免状を有する者に限り入学を許可するとした。また第三項に「但医学科志望生ハ試験ヲ要セス」と、無試験入学を認める但書が追加された。薬学科には本稿では触れないが、医学系課目の撰科生になれるのは特許医学校等の卒業生に限られることになった。

ところが特許医学校等卒業生への限定は1892年3月の改正により撤廃された。第一項但書の「甲種医学校ノ卒業生」の直後に「(若クハ之ト同等ノ学力アル者)」との注記が挿入されたのである。併せて第三項但書も、「第一項但書ニ記載スル卒業生ハ試験ヲ要セス」と修正された。特許医学校等卒業生は無試験で、その他の学校の卒業生や医術開業免状をもたない者にも門戸は開くが、試験により「同等ノ学力アル者」とみなされることが必要になったと解釈できる。この規定は同年11月の改正でも若干の文言整理の上で引き継がれた。

しかし、1893年9月の改正で再度の方向転換がなされる。特許医学校等の卒業生、およびそれ以外では医術開業免状を有する者に限り撰科入学を認めることにしたのである。前者は試問を受けることなく、後者は学力検定のうえで入学できることになった。

成立期の撰科規程の改正は以上だが、その後についても触れておこう。1894年の高等学校令制定にともなって撰科規程の第三項但書に「高等学校」¹²が、1907年には同じ但書にさらに「法科大学ニ於テハ陸軍經理学校員外学生」¹³が挿入されるが、医科大学の撰科の入学者については実質的な修正はなされなかった。そして、1918年の大学令制定にともなって帝国大学令が改正されると、分科大学通則は廃止され学部通則に改められた。これを受けて、撰科規程は学部通則の中に組み込まれることになる。

2.2 入学前の経歴

実際に撰科生となったのはどのような経歴をもつ者たちだったのだろうか。1888年から1892年までの『帝国大学一覽』には各年の撰科生の名前とともに、専修した課目、本籍地(道府県)が掲載されている。医科大学の撰科生は延べ251名になるが、数年に跨る撰科生もいるから重複を除くと、実人員はちょうど200名となる。まずはこの200名について最初に『帝国大学一覽』に掲載された年を「入学年」と見なし¹⁴、各年の入学者の名前と専修した課目をまとめた(別表参照)。医学の課目を専修した者は全体で159名、薬学の課目を専修したのは41名だった。両方の課目を専修した者はいなかった。

次に撰科規程から、医学の課目を専修した者の多くは医術開業免状を所持していたのではないかと考えられることから、159名の一人ひとりについて、入学前の経歴(特許医学校等の卒業生か、医術開業試験合格者か)と生年を調べてみた。参照した資料は、『官報』『医事新聞』『中外医事新報』に掲載される医術開業試験合格者や医籍登録者のリスト、

日本杏林社編『日本杏林要覧』（日本杏林社、1909年）、医事時論社編『日本医籍録』（医事時論社、1925年）、古屋照治郎『近畿医家列伝』前編（大阪史伝会、1902年）、古武彌四郎『荒木寅三郎』（金原出版、1957年）、東京都公文書館所蔵の公文書¹⁵である。

これらの資料では医術開業免許を取得しなかった者は把握できない限界があり、また改姓や掲載ミス、誤記、見落としなどによる調査漏れの可能性も残るが、159名のうち115名の経歴が判明した。その調査結果を別表の「生年」欄と「試験／学校」欄に記入したうえで、「入学年」ごとに集計したのが表2である。この表で注目されるのは以下の点である。

第一は、多くが撰科入学前に医術開業免許を取得していたとみられることである。参照した資料の性格上、名前が確認されなかった者は免許の未取得者としてもよいのかもしれないが、調査漏れの懸念が払拭できないため、この点については判断を保留し「不明」とした。しかし、たとえその全員が免許をもっていなかったとしても159名のうち111名、すなわち医学の課目を専修した撰科入学者の70パーセントが免許をもっていたということ是可以する。

第二は、入学前に医術開業免許をもっていた111名のうち65名（59パーセント）が特

表2 撰科生の入学前の経歴

専修 課目	経歴	入学年					合計
		1888年	1889年	1890年	1891年	1892年	
医学	特許医学校等（人）	14	13	9	17	12	65
	%	53.8	35.1	28.1	44.7	46.2	40.9
	医術開業試験（人）	3	13	13	10	7	46
	%	11.5	35.1	40.6	26.3	26.9	28.9
	その他（人）	3	0	0	0	1	4
%	11.5	0.0	0.0	0.0	3.8	2.5	
	不明（人）	6	11	10	11	6	44
%	23.1	29.7	31.3	28.9	23.1	27.7	
	計（人）	26	37	32	38	26	159
%	100	100	100	100	100	100	
薬学		9	7	7	6	12	41
合計（人）		35	44	39	44	38	200
延べ人数		35	57	55	54	50	251

（註）

- ・「帝国大学一覽」に初めて名前が掲載された年を「入学年」とみなしている。
- ・「特許医学校等」は高等学校校医学部、別科医学教場、甲種医学校等を含む。
- ・「医術開業試験」は医術開業試験に合格して免許を取得した者。
- ・「その他」は入学時点での医術開業免許未取得者。

許医学校等の卒業者だったのに対し、46名(41パーセント)が医術開業試験合格者だったことである。このうち医術開業試験合格者と入学後に免状を得る者(4名)は、合計すると医学の課目を専修した者全体(159名)のなかでも3分の1近くを占めたことになる。先に紹介したように『東京大学百年史』では、撰科生には「専門学校程度の医学系教育機関の修了者を主たる入学者として予定」していたとされるが、実際にはそれ以外の経歴の者がかなり多く入学していたのである。

第三に、1891年に特許医学校等を卒業していない者が少なくとも10名入学していたことも見逃せない。先に確認したように1890年12月改正の撰科規程で1891年の撰科入学者は特許医学校卒業者に限定されたはずだった。10名というのは例外といきるにはやや多すぎるように思われる。ただしこの全員が医術開業試験による免状を有していたから、このことが考慮された可能性がある。1892年3月の改正による、特許医学校等と「同等ノ学力アル者」への門戸開放は、現実を反映させたものだったのかもしれない。

3 修了後の医科大学とのかかわり

3.1 進路としての医科大学

次に、撰科での学びを終えた修了者(以下、撰科修了者と記す)と医科大学とのかかわりについて、正科生との違いに注目しながら検討していきたい。

正科生は医科大学を卒業すると医術開業免状を得て、ほとんどが医師あるいは研究者などとしてのキャリアを歩んだ。『東京大学百年史』によると、1888~92年の医科大学卒業者(正科生)累計194名の進路として、もっとも多かったのが「医科大学」で57名、これに「官庁病院医員・技術員」が50名、「医術開業者」が45名と続く。残りは「学校教職員」18名、「学生」10名、「外国留学」6名、「会社員等」4名、「未定・不詳」4名だった¹⁶。この時期には全体の3割程度が医科大学(附属医院を含む。以下同じ)に残ったことになる。彼らは医局に入って実習と研究を重ね、そのまま学者になったり、あるいは病院に転出するか、開業したりした。医局には「無給助手」として入るのが一般的で、これと大学院学生を兼ねる場合もあったが、この「無給助手」が附属医院での実際の診察を担当したという¹⁷。

これに対して撰科生の修了後の進路はほとんど知られていない。本科や別課医学教場と異なり、撰科を修了しても医術開業免状が得られるわけではなかったが、すでに述べたように大半の者が入学前に免状を有していた。このため修了後は多くが開業医や病院の勤務医になったとみられるものの、一方で、撰科規程の細則に一時期規定されたように、撰科生が「助手」の業務を担うことへの期待も見え隠れする。

そこで、撰科生一人ひとりの名前を、各年の「文部省往復」(東京大学文書館所蔵)に綴じられた「職員現員調査」(以下、現員調査と記す)の記述と突き合わせてみた。現員調査は、文部省総務局長の通牒により帝国大学(本部)が文部省に報告するため、各分科

大学に対して提出を求めているものである¹⁸。1888～1892年の「文部省往復」にある医科大学の現員調査には「教官」の見出しで教授や助教授が列記された後、「教室及医院勤務」の見出しのもと、助手や「雇」「補助」の名前、俸給、族籍、本籍地（道府県）が記されている。

1893年以降の「文部省往復」では書式が変わり、1890年の帝国大学令改正で職員に位置づけられた「技手（判任）」の記述に続き、「判任俸給ヲ以テ支弁スルモノ」として助手と「雇」の名前等が列記されるようになる¹⁹。「判任俸給」とあるが、後述のように助手は1893年まで法的に職員（＝官吏）ではなかった。「雇」は一貫して職員ではなかったが、調査対象となっている。「補助」は、後述のように1890年から一人ひとりの名前などが記されなくなり、1893年以降、調査対象からも外れる。ほかに「学内往復目録 明治二十六年」²⁰という学内文書および『文部省職員録』も補完的に利用した。

名前を照合した結果、医学の課目を専修した撰科生（159名）のうち、トータルで25名、比率では16パーセントが助手あるいは「雇」「補助」「介補」（後述）として医科大学に残ったことがわかった（別表参照）。1890年以降に「補助」や「介補」に採用された者については全員の名前がわかるわけではないため、実際にはさらに多い可能性がある。ともあれ、正科生では30パーセント程度だったからそれには及ばないが、撰科修了者も一定程度は医科大学に残ったといえそうである。

3.2 撰科修了者の異動状況

成立期を全体としてみると以上のことがわかるが、年ごとではどう推移したのだろうか。「文部省往復」の現員調査には例年3月末日と前年の12月末日のものがある²¹。だが、3月末日の調査は欠けている年もあるため、12月末日の調査により医科大学の助手、「雇」、「補助」の人数を表3に示した。この表から撰科修了者は当初、あまり大学に残らなかったものの、1890年前後から増えたことがうかがえる。とくに「雇」で顕著で、1892年には「雇」全体の4分の1に達したことが注目される。

次に、誰がいつ、どのポジションに就いたのか、どう異動したのか、追いかけてみよう。

「文部省往復 明治二十一年」に綴じられた1887年12月31日付の現員調査には「教室及医院勤務」として、助手、「雇」、「補助」という職名、俸給、名前が列記されている²²。助手には月給（12円から40円）が書かれたものと「無給」と記されたものがあった。だが、この年のリストには撰科修了者は見当たらない。撰科修了者の名前が初めて見出されるのは「文部省往復 明治二十二年」だった。これによると1888年12月末時点で大槻宇吉が第二医院の「雇」（月俸10円）として採用されていたことがわかる²³。

「文部省往復 明治二十三年」所収の1889年12月末の現員調査をみると、大槻は「雇」のままだったが、内科学教室に異動していた²⁴。またこの調査には「補助」として、江波知輝（病理学）、信原義六郎（第一医院）、遠山椿吉（同）、木村豊（同）の名前があった。

表3 医科大学（附属医院等を含む）の助手・「雇」・「補助」

年	助手						雇	補助								
	有給		無給		計			医院		薬局		教室		計		
	全体	撰科	全体	撰科	全体	撰科		全体	撰科	全体	撰科	全体	撰科	全体	撰科	
1887年	24	0	1	0	25	0	28	0	6	0	1	0	0	0	7	0
1888年	28	0	3	0	31	0	32	1	17	0	10	0	0	0	27	0
1889年	29	0	9	0	38	0	30	1	21	4	18	0	1	1	40	5
1890年	33	0	3	0	36	0	31	1	12	-	23	-	3	-	28	-
1891年	27	0	6	0	33	0	38	5	8	-	21	-	2	-	31	-
1892年	35	0	12	0	46	0	38	9	-	-	-	-	-	-	-	-
1893年	30	3	*7	0	37	3	18	2	-	-	-	-	-	-	-	-

(註)

- ・毎年12月末日の「職員現員調査」(翌年の「文部省往復」所収)をもとに筆者が作成。
- ・「撰科」は撰科修了の経歴をもつ者。
- ・「-」は不明。
- ・「雇」には「教務」と「事務」の担当があるが、ここでは前者の人数を示した。
- ・1893年の有給助手は官制に基づく助手(判任)。
- ・*は副手。

この4名を含めすべての「補助」には「無給」と記されていた。ただしここには、文部省より姓名を記載せず総数を載せるように指示があった、と付箋に朱書きされており、これ以後、現員調査では人数だけが示され、「補助」の個人名はわからなくなる。

1890年12月末になされた現員調査によると「雇」は全員で31名いたが、撰科修了者は前年「補助」に名前があった信原(養育院、12円)だけだった²⁵。大槻は「雇」を1890年5月に依願退職して東京市内で開業した²⁶。「雇」として過ごしたのは2年ほどだった。信原の勤務した養育院は、もともと府下の有志者により「窮民」保護を目的に作られたもので1885年から遺児や捨て子の教育を行っていた。1890年1月には東京市に移管されて東京市養育院となり、同年7月以降帝国大学は委託を受けて医長や医員などを派遣していた²⁷。

1891年12月末の現員調査では「雇」のうち撰科修了者が5名に増加した²⁸。信原の名前は1年で消え、江波(病理学、10円)と佐多愛彦(病理学、10円)、濱地和一(脚気科、9円)、前田珍男子(眼科学、10円)、土井乙之助(第二医院、5円)が加わった。このうち江波は1889年に「補助」に採用されており、佐多は1890年2月から病理学教室の「補助」を務めていた²⁹。

さらに1892年12月末の現員調査では「雇」の中で撰科修了者は9名になった³⁰。前年にあった濱地、前田、土井の名前は見当たらなくなったが、江波と佐多がともに「雇」(病理学、10円)を継続している(ただしこの年まで)。そこに荒木蒼太郎(養育院医員、12円)、井村忠介³¹(精神病学、10円)、山口寛磨(眼科学、10円)、二宮委(内科、8円)、

賀川雄介（外科、6円）、吉田廉助（内科、6円）、畑定義（裁判医務掛、6円）が加わった。

ところが、「文部省往復 明治二十七年」における1893年12月末の現員調査では、「雇」中の撰科修了者は濱地（脚気科、9円）と山口（眼科学、10円）だけになった³²。これは「雇」が全体として減少したことにもなるものだが、一つには荒木（精神病学）と井村（精神病学）が9月11日付で、畑（法医学）が12月27日付でいずれも助手（判任）に採用されたことによる。撰科修了者が助手になったのはこれが初めてのことだった。

他方で「雇」の何人かが現員調査に記載されない「介補」へと切り替えられたことも大きい。「介補」は後述するように「補助」と大差はなかったとみられる。「学内往復目録 明治二十六年」によれば、吉田と5月に「雇」になったばかりの長澤亘（第一医院小児科、8円）という2名の撰科修了者を含め全部で12名の「雇」が9月10日付で一度に「依願解雇」になった。だが、1名を除いた全員を含む42名が翌日付で「介補」を嘱託された。そこには吉田と長澤に加え、江波、今澤電太郎、小幡兼廣という3名の撰科修了者が含まれていた。さらに9月20日以降では山本小太郎と後藤誠治が「介補」を嘱託された。

全体として撰科修了者は、それ以外のものに比べ医科大学に残った年数は短かったとみられる。「雇」については名前が毎年明らかになるので、「文部省往復」の現員調査を用いて、1887～91年のいずれかの年に「雇」だった者の平均勤務年数を算出してみると、撰科修了者以外の76名が2.3年だったのに対し、撰科修了者7名は1.6年にとどまった。

4 助手と「雇」「補助」「介補」の制度と業務

4.1 附属医院と雇員制度

1886年の帝国大学令には分科大学職員として、分科大学長、教頭、教授、助教授、舎監（以上、奏任）、書記（判任）が規定された。1890年の帝国大学令改正により、そこに技手（判任）が加わり、1893年の帝国大学官制で助手（判任）が初めて職員に位置づけられる。しかし、それまで法令上、助手が職員だったことはなく、「雇」「補助」「介補」も帝国大学に関する法令や学内規程には規定されてこなかった。その一方で、「文部省往復」では教室や医院で「勤務」する者と捉えられていた。このことをどのように理解すればよいのだろうか。

そのためにまずこの時期の帝国大学の附属医院の概要を描写しておこう³³。附属医院には、帝国大学構内の第一医院および神田区和泉町の第二医院という二つがあった。第一医院には、内科、外科、眼科、産科、婦人科、小児科、皮膚及黴毒科、模範薬局があり、第二医院には、内科、外科、眼科、婦人科、模範薬局があった。このほか第一医院は毎年4月から11月まで脚気病室を開設した。両医院の各科では医科大学の教授や助教授、嘱託外国人、さらには助手が曜日と時間を分担して診療を行っていた。

第一医院には病室が134室、病床が348床あり、第二医院には病室45室、病床134床あった。一年間の入院患者数（延べ人数。以下同じ）は1887年が第一医院61,547名、第二医

院 26,374 名だった。それが 1889 年には第一医院 72,724 名、第二医院 29,271 名に急増した。外来患者も 1887 年が第一医院 49,760 名、第二医院 12,416 名だったが、1889 年になると第一医院が 67,730 名、第二医院も 18,466 名にまで増加した。

このように帝国大学の成立期において医科大学は、教室運営だけでなく、規模の大きな二つの附属医院での患者対応を求められており、そのうえ入院患者も外来患者も急増しつつあった。加えて、前に触れた養育院での診療の要請も受けていた。その教育や診療を遂行するには教授や助教授、技手といった職員だけでは手が足りず、それ以外にも多くのマンパワーを必要としたとみられる。

職員の業務を支えたのが官吏の補助的業務に携わる雇員や肉体的作業に従事する傭人などの「非官吏」³⁴ だった。雇員制度は 1886 年 2 月に裁可された「各省官制通則」で「各省大臣ハ臨時ノ須要ニ依リ判任官定員ノ外ニ俸給予算定額内ニ於テ雇員ヲ使用スルコトヲ得」と定められたことにより成立した³⁵。1888 年 3 月に文部大臣の定めた「帝国大学総長職務規程」によれば、俸給月額 20 円に満たない雇員の進退等は総長が専行できた³⁶。しかし 1891 年 7 月 30 日の文部省内訓で「新官制施行後雇員ヲ採用セントスルニ八月俸拾二円未滿ニ限ル、但月俸拾二円以上ノ者ヲ採用セザルヲ得ザル特別ノ事情アル時ハ其都度伺出テヲ要ス」とされ、雇員は原則 12 円未滿に限られた³⁷。また 1891 年 7 月 24 日の勅令「帝国大学職員定員」では、総長は必要に応じ「俸給予算定額内」で雇員を使用できると定められていた³⁸。

4.2 有給助手・無給助手と官吏としての助手

助手は、帝国大学官制で規定されるまで職員ではなく雇員に位置づけられていた。1891 年 12 月 21 日調の『文部省職員録』をみると、医科大学長、教頭、教授、助教授、舎監心得、書記、技手に続いて、「雇（助手）」「雇（教務）」「雇（事務）」とあることがそのことを示している³⁹。また、助手には有給と無給があったが、「雇（助手）」にはどちらも記されていたことから、有給助手だけでなく無給助手も雇員だったとみられる。

有給助手と無給助手については、1886 年 12 月 9 日に学内で制定された、それぞれについての規程があった。まず「分科大学無給助手規程」（以下、無給助手規程と記す）をみると、無給助手は「分科大学ノ各教室実験所及医院」に置くことになっており、「大学院若クハ分科大学ヲ卒業シタル者ニ限り其志願ニ依リ帝国大学評議會ノ議ヲ経テ総長之ヲ命ス」とされていた⁴⁰。定員に関する定めはなかったが、無給助手への志願には正科生の経歴が原則的に必要だった⁴¹。加えて、評議會の議を経たうえで総長が任命することになっており、かなり厳格な手続きがとられることになっていた。こうしたことから撰科生には無給助手への門は事実上閉ざされていたといえる。

一方「分科大学有給助手規程」（以下、有給助手規程と記す）⁴² では、有給助手は「各教室実験所医院等ニ定員ヲ設ケ各員月給拾五円以内ヲ給スヘシ」と規定されていた。無給助

手とは異なり定員が設けられており、月給 15 円以内が支給されることになっていた。だが、実際には、例えば 1892 年には 15 円が最低ラインで最高は 40 円、人数は 20 人の者がもっとも多く、平均月給は 22.8 円だった⁴³。また中野実は、無給助手規程にあった志願資格、身分、職掌が有給助手規程に記されていない点に注目し、有給助手には「多種多様な人材」を吸収できるようになっていたと指摘している⁴⁴。しかし、撰科修了者で有給助手に採用された者は見出せない。要するに 1893 年より前には無給であれ有給であれ、助手というポジションに採用された撰科修了者は一人もいなかったのである。

1893 年 8 月に帝国大学官制が制定されると、助手は職員の中に判任官として位置づけられた。すでに明らかにしたように、1893 年 9 月以降 3 名の撰科修了者が初めて助手になったが、それは官制に基づく官吏としての助手だった⁴⁵。ただし 3 名は、いずれも「雇」の経験者で、人数も撰科修了者以外の者と比べてかなり少なかった。なお無給助手規程と有給助手規程は、帝国大学官制の制定をうけて 1893 年 9 月 10 日に廃止された⁴⁶。かわって「副手規程」が学内規程として定められ、分科大学通則の中に組み込まれた。これは無給助手の呼称を副手と改めたのにもなって定められたものだったとされる⁴⁷。

4.3 「雇」と「補助」「介補」

大学に残った撰科修了者が配置されたのは「雇」「補助」「介補」というポジションだった。「雇」は助手と同じく雇員に位置づけられていたが、学内規程などで規定された形跡はない。『帝国大学一覽』の卒業生名簿と現員調査を照合すると、「雇」には正科卒業者はほとんど含まれていなかったことがわかる。『日本杏林要覧』や『日本医籍録』で「雇」の名前を検索すると、1885 年 4 月に生徒募集を停止し在学生の卒業をまって廃止された別課医学教場⁴⁸や、高等中学校医学部の卒業者が多く見出される。

「雇」の多くには 1891 年の文部省内訓どおり 8~12 円の月給が支払われていたが、それ以上の金額を受け取る者もいた。試みに 1892 年の「雇」（薬局を除く）について、撰科修了者とそれ以外の者の平均俸給額を比べたところ、前者が 8.6 円、後者が 8.7 円で、ほとんど差はなかった。しかし有給助手に比べると、かなり低い。しかも注目すべきことに、撰科修了者で「医科大学雇」を務めていた江波と佐多について、1893 年 2 月 14 日付で「本月限り俸給支給セス、右本日相違候条及御届候也」と総長に医科大学長から届けが出された⁴⁹。このように俸給を支払わない「雇」とされることもあったのである。このことについては最後にあらためて考えたい。

一方「補助」についても学内規程はなかったが、例年『帝国大学年報』は無給助手と並んで、「其志願ノ學術ヲ実地ニ就キ修業センカ為メ自ラ請フテ医員ノ補助ヲ為ス」⁵⁰ものと説明していた。「補助」の業務は自らの志願に基づく実地の修業だというのである。また「文部省往復」の現員調査に見出される「補助」にはいずれも「無給」と記されていたことから原則的には俸給は支払われなかったとみられる。しかし、「文部省往復 報告 明治

二十二年」には、第一医院の「補助」22名の「内十三人無給」、第二医院の「補助」9人の「内四人無給」とあり⁵¹、「文部省往復 報告 明治二十三年」にも第一医院「補助」27人の「内十七人無給」などとあることから、給料が支払われる場合もあったことがうかがえる⁵²。ただし、雇員として位置づけられていたのかどうかはよくわからない。

「補助」は1893年に「介補」へと改称される。先述した例年の「補助」に関する『帝国大学年報』の説明が1894年の『帝国大学第八年報』では医科大学に「此他〔教授、助教授、書記、助手、雇員、嘱託員、外国教師の他〕志願ニ依リ學術実地修業ノ為メ医員ノ補助ヲ為セル医科大学副手同介補若干名アリ」と記された⁵³。前年の1893年に副手規程が定められて無給助手が副手に変更されたのにもない「補助」が「介補」に置き換わったわけである。このことから「介補」は基本的に「補助」の業務を引き継ぐものだったとみられる。

ところで岩田弘三は、中野実の研究を参照しながら、帝国大学の助手が法制化されるまでの過程を「教育・研究補助」を目的とした、助手（有給）→技手→助手という流れと、帝国大学卒業者の「卒業後研修」を目的とする、助手（無給）→助手（有給・無給）→副手という二つの系譜に段階的に整理したうえで、1893年における助手の成立には二つの目的が混在していたが、医学部の助手については「卒業後研修」の場としての位置づけが強かったとしている⁵⁴。岩田の議論は「雇」や「補助」「介補」に言及したものではないが、この整理を援用すれば、「雇」は「教育・研究補助」を、「補助」「介補」は「卒業後研修」を目的とするものだったと差し当たりはいえるのかもしれない。

しかし、1893年に「雇」のポジションにいた者を大量に「介補」に切り替えていることからみて、「雇」と「補助」「介補」の実際の業務内容はかなり接近していたのではないかとみられる。しかも「雇」と「補助」「介補」との区別が帝国大学内で徹底されていたとは言い難い。例えば、1890年6月18日には4月1日以降に雇い入れた7名（うち2名は撰科修了者）の「医科大学雇」が帝国大学罫紙に列記されているが、そのうち5名には「脚氣病室補助」「外来診察補助」などと朱書き（後筆）がある⁵⁵。また、1891年7月20日に医科大学が提出した「明治二十四年六月三十日雇員現在調」には助手（嘱託助手を含む）と「補助」の名前があったが、「補助」の何人かは大学本部で入れたとみられる朱で「雇」に訂正されている。ここでは「雇」は43名で、うち10名が無給だった⁵⁶。

5 おわりに

本稿は、帝国大学成立期の医科大学に入学した固有名詞をもった撰科生たちにこだわり、入学前の経歴と修了後の医科大学とのかかわりを明らかにしてきた。その結果は次のようにまとめることができる。

第一に、分科大学撰科規程は繰り返し改正されたが、撰科入学者に関しては、ほぼ一貫して特許医学校等卒業者と同等の学力を求めていた。入学資格を特許医学校等の卒業者に限定した時期（1890年12月～1892年3月）もあったが、その前後には特許医学校等卒業

者以外の者や免状をもたない者にも門戸を開いていた。しかし1893年9月以降は、特許医学校等卒業者を中心として免状を取得した者に事実上限定することとなった。成立期全体における実際の入学者のうち、少なくとも7割が免状をもって入学し、そのなかには特許医学校等の卒業者だけでなく、医術開業試験の合格者も数多く含まれていた。

第二に、撰科生は修了後、本科卒業者の人数・比率には及ばないものの、一定数が医科大学に残った。本科卒業者は医局での勤務を無給助手からスタートしたとされるが、撰科修了者には初めから無給助手への門は閉じられており、有給助手になった者もいなかった。撰科修了者が医科大学で採用されたのは「雇」「補助」「介補」にほぼ限定されており、とくに「雇」の中での撰科修了者の存在感が成立期終盤に大きくなっていった。だが、撰科修了者が「雇」として勤務したのは平均2年未満と、それ以外の者に比べて短いという特徴があった。

第三は、撰科修了者が採用された「雇」「補助」「介補」というポジションの性格である。官制化されるまでの助手には学内規程により定員設定や志願条件が定められていたのに対して「雇」「補助」「介補」には学内規程がなかった。「雇」は「教育・研究補助」、「補助」「介補」は「卒業後研修」を目的としていたようにもみえるが、両者の業務内容は接近しており人員の配置は柔軟に行なわれ、有給だった者が無給に変更されることもあった。

以上を踏まえ撰科修了者の医科大学とのかかわりを中心に撰科の機能について考えたい。

撰科修了者にとって医科大学での「雇」「補助」「介補」としての勤務は、正科生と同額の授業料（撰科規程）の支払いから解放され、研究室を主宰する教授との関係を保ちつつ有給・無給の業務と引き換えにさらなる経験を得る機会だった。彼らにはより上位の社会的地位につながる足がかりのようにみえたかもしれない。たしかに最初期の撰科生で修了後に医科大学で「補助」「雇」を務めた佐多は、専修課目の主任教員の紹介で市立富山病院の勤務医となり、後に大阪府立医学校教諭に抜擢された⁵⁷。同期の遠山は「補助」を務め、さらに医科大学の国家医学講習科で学んだ後、東京顕微鏡院を設立したことで知られている⁵⁸。1893年以降は井村や荒木、畑のように「雇」から助手（判任）に採用されることもあった。しかし、帝国大学成立期においては、おそらく大多数は大槻や山本⁵⁹、江波⁶⁰、吉田⁶¹のように「雇」などを数年務めた後、開業医あるいは勤務医になったのではないかと思われる。

一方、規模の大きな附属医院を抱える医科大学にとって、教育と診療の遂行に「雇」「補助」「介補」の働きは必要不可欠なものだったとみられる。撰科生の多くが免状取得者だったこと、また規程改正により1893年以降、免状を有する者に入学資格を事実上限定したことは、修了後に医科大学に残る際、これらのポジションで採用されていたことと無関係だったとは思われない。そして、さらに問うておきたいのはそこでの人材の配置と処遇がどのような原理によってなされていたのかということである。このことをうかがわせるのが、先に触れた1893年の「雇」としての俸給支給停止に関する『佐多愛彦先生伝』の次

の件である。

明治二十五年^{ママ}四月には、先生〔=佐多〕は江波知輝氏と共に病理学教室雇を申付けられた。元来先生が正規の大学を出でずして、教室の俸給に有り附就いたのは、当時医学士出身の教室助手の希望者が無かつたからで、若し医学士の助手が来るとすれば、当然先生等の俸給は、此等の正当者に振り向けられるべきであつた。然るに幾許もなく、多田寛氏並に三角恂氏が医学士として、病理学教室助手を命ぜられたために、撰科出身である先生は、その職を解かるゝに至つた⁶²。

ここには、学士すなわち正科卒業者に希望者がいない場合に、撰科修了者は「雇」となり俸給を得ることができるが、正科卒業者が現れたときには容易くそれを失うという、正科卒業者優先の「秩序」のなかで翻弄される撰科修了者の姿が描かれている。

撰科修了者は、このように短期間でそのポジションや俸給を失うことがあつた。先にみたように、彼らの医科大学での勤務年数は選科修了者以外の者と比べて短かつた。これらのことから、医科大学にとって撰科修了者は財政状況をみながら柔軟に活用できる、いわば「雇用の調整弁」だったといえるかもしれない。修学中の処遇における正科生と撰科生とのあいだのさまざまな格差・差別は知られているが⁶³、それは撰科修了後も存続したのである。撰科生はたんに正科生と収容人員のあいだの隙間を埋めるだけの存在だったのでなく、修了後も医科大学での業務遂行に必要なマンパワーと現実のスタッフとのあいだの落差を埋める人材として利用されていたことになる。要するに医科大学における撰科は、これまで専門学校卒業程度の医師や薬剤師の研修機関だったとされてきたが、撰科は修了後に柔軟に活用できる人材をプールしておくという機能を有しており、このことこそが医科大学にとっては重要な意味をもっていたということができらるう。

付記) 本研究は JSPS 科研費 JS19K02395、JS 21K18504 の助成を受けたものです。

別表 医科大学撰科生（1888～1892年入学）の一覧

No.	名前	専修課目	生年	試験/ 学校	修了後	No.	名前	専修課目	生年	試験/ 学校	修了後
1	肥田和三郎	内科学	1864	学校		51	菊池於菟太郎	内科、病理学	1867	学校	
2	荒木寅三郎	生理学	1866	学校		52	西松義夫	衛生学			
3	大槻宇吉	内科学	1865	学校	雇	53	鈴木莞爾	内科学	1867	学校	
4	有馬信吉	外科学	1863	学校		54	長瀬恭也	解剖学			
5	兎玉（秋月）昱蔵	内科学	1861	学校		55	高戸稲治	解剖学		試験	
6	橋本（平内）佳一	内科学	1866	学校		56	尼子四郎	内科学	1865	学校	
7	中澤誠二郎	生理学	1864			57	田中豊	病理学	1858	試験	
8	山中岩三郎	外科学				58	賀川雄介	解剖学、病理学	1866	試験	雇
9	桂田富士郎	病理学	1867	学校		59	沼波恭四郎	外科学	1864	試験	
10	江波知輝	病理学	1867	学校	雇・介	60	板倉典五郎	外科学	1865	学校	
11	安原豊也	外科学	1868	試験*	雇	61	赤堀孝太郎	外科学		学校	
12	日下毅	衛生学	1867	学校		62	中川幡之輔	小児科学		試験	
13	安廣伴蔵	衛生学	1862	試験		63	小高文輔	眼科学	1865	試験	
14	遠山椿吉	病理学、衛生学	1857	学校	補	64	三田俊次郎	眼科学	1863	学校	
15	遠山矢十	外科学	1864	試験		65	木村豊	内科学			補
16	山川秀	外科学、衛生学		試験		66	濱地和一	精神病学		学校	雇
17	山本勘次郎	内科学、外科学				67	菊池新之助	精神病学		試験	
18	信原義六郎	内科学、衛生学	1866		雇	68	井村忠介	精神病学	1868	学校	補・雇・助
19	小松勘蔵	病理学	1863	学校		69	本島綾三郎	薬物学		試験	
20	長谷川清治	バクテリア学	1863	試験		70	須藤愛	薬物学	1866	学校	
21	井上勇之丞	外科学、病理学				71	小田直太郎	解剖学			
22	長谷川清	外科学、病理学	1865	学校		72	橋本清敏	衛生学			
23	山谷徳治郎	内科学、病理学	1866	学校		73	関野岸吾	病理学	1867	学校	
24	安藤啓	外科学				74	大平禎作	内科学	1854	試験	
25	佐多愛彦	外科学、病理学	1871	試験*	補・雇	75	鈴木益定	衛生化学			
26	玉崎隆三	外科学	1865	学校*		76	鹿野猪太郎	製薬化学、裁判化学			雇
27	大口喜六	生薬学	1870			77	高木亀太郎	製薬化学			
28	飯田準四郎	製薬化学、実地製練				78	飯沼友次郎	製薬化学、薬局方使用法			
29	久保田力蔵	製薬化学、実地製練				79	芹澤豊作	製薬化学、生薬学			
30	平澤繁太郎	実地製練				80	中澤重友	衛生学			
31	藤田蒲三郎	製薬化学				81	塩井竹次郎	小児科学、内科学	1866	学校	
32	櫻井求吉	実地調剤				82	鈴木慶卿	裁判医学、衛生学	1865	試験	
33	諸橋秀策	裁判化学、同実習		試験		83	磯田伴治	病理学、内科学		試験	
34	日比半七	製薬化学				84	間中亮	生理学		試験	
35	大林金一郎	顕微鏡検査				85	桑原慶太郎	病理学、外科学		試験	
36	秦久吉	内科学				86	大坪寛	解剖学	1866	学校	
37	高橋善三郎	眼科学	1866	学校		87	鈴木桓次	内科学	1864	学校	
38	土井乙之助	内科学	1866	試験	雇	88	荒木蒼太郎	眼科学、外科学	1869	学校	雇・助
39	多田周次郎	小児科学、外科学				89	河崎秀事	産科婦人科学			
40	池上鐵衛	精神病学				90	畑定義	産科婦人科学		試験	雇・助
41	高柳兵太郎	内科学		学校		91	吉田音次郎	産科婦人科学	1867	試験	
42	田村八郎	内科学、診断学		試験		92	山下兵馬	産科婦人科学		学校	
43	宇野良造	内科学		試験		93	清水彦輔	内科学、病理学			
44	日下甲子太郎	眼科学		学校		94	吉池土三郎	眼科学、外科学		学校	
45	佐藤貞五郎	病理学、内科学		学校		95	山中敏恭	眼科学、外科学		試験	
46	河村要	病理学				96	明石竹次郎	内科学	1867	試験	
47	梅澤良三	病理学	1859	試験		97	坂田藤三郎	内科学			
48	河村一郎	外科学				98	斎木甚吉	内科学		試験	
49	今村重教	外科学	1863	試験		99	南浦大助	内科学	1865	試験	
50	中村弥兵	内科学				100	毛利鐵久	内科学			

(註)

- ・1888～1892年の各年に刊行された『帝国大学一覽』およびその他の資料より筆者作成。詳しくは本文を参照。
- ・No.1～35が1888年に、No.36～79が1889年に、No.80～118が1890年に、No.119～162が1891年に、No.163～200が1892年に「入学」した者。
- ・複数年にわたる撰科生で、途中で改姓したことがわかった者は、改姓後の姓をカッコ内に記した。
- ・専修課目については、複数年にわたり撰科生となった者は初年次のものを記した。

付表 医科大学撰科生 (1888~1892 年入学) の一覧 (続き)

No.	名前	専修課題	生年	試験/ 学校	修了後	No.	名前	専修課題	生年	試験/ 学校	修了後
101	松井南洋	外科学	1867			151	小瀬伊良	病理学	1869	学校	
102	三尾徳之助	内科学		試験		152	乳井廉	病理学	1867	学校	
103	石原知順	産科婦人科学	1863	試験		153	宇留野藤吉	病理学	1868	学校	
104	川北辰吉	眼科学				154	佐野長次郎	病理学	1867	学校	
105	中村虎之丞	眼科学	1866	学校		155	宇津木忠三郎	解剖学			
106	藤信夫	病理学	1864	試験		156	相模嘉作	製薬化学、薬品鑑定			
107	岡崎亀彦	病理学	1865	学校		157	杉原孟	製薬化学、衛生化学			
108	小栗熊次郎	病理学				158	山本金之助	衛生化学実習			
109	岩崎雄蔵	精神病学				159	松屋義貫	製薬化学			
110	今井倭香	衛生学				160	尾澤良助	製薬化学、生薬学			
111	下村整	衛生学				161	関福太郎	製薬化学			
112	守田治兵衛	生薬学、製薬化学				162	榎本幾吉	外科学			
113	川岡守三	衛生化学、裁判化学				163	五味久吉	内科学			
114	小村小一郎	衛生化学、製薬化学				164	中村寅三郎	衛生学	1867	学校	
115	徳島峯太郎	生薬学、衛生化学				165	森川初三郎	衛生化学、薬局方使用法実習			
116	傳谷徳太郎	製薬化学、衛生化学				166	林熊太郎	製薬化学、生薬学			
117	宇野幾太郎	製薬化学、衛生化学				167	田島耕之助	衛生化学、製薬化学			
118	逸見恒一	製薬化学、衛生化学				168	松林貞太郎	製薬化学、衛生化学			
119	齋藤国吉	生理学	1865	試験		169	小林亀松	生薬学、薬用植物学			
120	渡邊昌三郎	病理学				170	右田栄次郎	製薬化学、衛生化学			
121	和田彦一郎	内科学				171	稲並幸吉	製薬化学、生薬学			
122	林鎌三郎	内科学	1866	試験		172	脇村市太郎	衛生化学			
123	前田珍男子	眼科学	1870	学校	雇	173	神尾虎次郎	製薬化学、薬局方使用法実習			
124	財津敬一	眼科学	1866	学校		174	藤井善三郎	製薬化学			
125	松尾亀太郎	小児科学				175	松村金助	製薬化学			
126	熊谷謙	眼科学	1866	試験		176	永田道純	産科婦人科学		学校	
127	佐藤清治	眼科学	1864	試験		177	田野嘉一郎	産科婦人科学			
128	二宮委	内科学		試験	雇	178	齋藤政三	内科学	1873	試験	
129	保住浦治	外科学	1869	試験		179	藤澤克孝	内科学			
130	田代岩之助	外科学	1866	試験		180	榎本貞雄	外科学	1868	学校	補
131	大塚陸太郎	外科学				181	張谷誠治	外科学	1868	試験	
132	絹川沖之助	解剖学				182	中村友吉	外科学		学校	
133	喜多福武三郎	産科婦人科学	1868	学校		183	根田忠党	外科学	1867	学校	
134	小池貞之	産科婦人科学	1856	学校		184	後藤誠治	外科学			介
135	森種太郎	産科婦人科学		試験		185	桑原勇七郎	眼科学	1865	試験	
136	吉崎郡太郎	内科学	1868	学校		186	原幸太郎	眼科学	1867	試験	
137	平尾伊平	外科学				187	津田常吉	眼科学	1867	学校	
138	千葉治策	内科学		学校		188	今澤電太郎	眼科学	1868	試験	介
139	千葉賢齋	内科学	1866	学校		189	市村鐵外	薬局方使用法、製薬衛生実習			
140	始良政秀	内科学	1869	試験		190	山本小太郎	病理学	1867	学校	介
141	水上峯太郎	内科学	1869	学校	補	191	細谷真金	病理学		学校	
142	小西寅次郎	内科学		学校		192	千田利三郎	病理学	1868	学校*	
143	沖田光治	眼科学				193	門屋盛雄	病理学		学校	
144	牧謙之助	眼科学		試験		194	高良善十郎	病理学	1867	試験	
145	海老原宗作	眼科学	1868	学校	雇	195	副島七郎	病理学	1867	学校	
146	吉田廉助	眼科学	1867	学校	雇・介	196	齋藤紀一郎	病理学	1862		
147	堀庫三	眼科学				197	小幡兼廣	病理学		試験	介
148	山口寛磨	眼科学		学校	雇	198	高部棟吉	小児科学	1865	学校	
149	佐々木春策	眼科学	1872	学校		199	森島彦夫	小児科学			
150	眞鍋隆二郎	眼科学				200	長澤亘	小児科学	1866	学校	雇・介

(註 続き)

・「学校/試験」欄のうち「学校」は医学校卒業により医術開業免許を得た者、「試験」は医術開業試験で得た者。*は撰科入学後に得た者である。

・「修了後」欄のうち「雇」「助」は助手、「補」は「補助」、「介」は「介補」を意味する。

・網掛けは薬学の課目を専修した者。

註

- 1 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』通史一、東京大学、1984年、985頁。
- 2 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』通史二、東京大学、1985年、123頁。
- 3 山本美穂子「北海道帝国大学農学部の選科制度について」『北海道大学文書館年報』第4号、2009年3月。
- 4 伊藤彰男「選科出身者に関する覚書」『高田短期大学紀要』第35号、2017年3月。
- 5 各年『帝国大学年報』より算出。人数は「年末現員」とされる。本稿では、東京大学史料研究会編『史料叢書 東京大学史 東京大学年報』第4巻および第5巻（東京大学出版会、1993年）を用いた。なお、後述する『帝国大学一覽』の人数とは若干齟齬があるが理由は不明。
- 6 東京帝国大学編『東京帝国大学五十年史』上巻、東京帝国大学、1932年、1017頁。
- 7 前掲『東京大学百年史』通史二、126頁。
- 8 分科大学撰科規程は、東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』資料一（東京大学、1984年）628～649頁による。以下、撰科規程の引用は注記を省く。
- 9 東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』資料二、東京大学、1985年、471頁。
- 10 前掲『東京大学百年史』資料一、646頁。
- 11 1883年11月17日の内務省達乙第46号で内務省は、同年に布告された医師免許規則第三条により「試験ヲ要セス免状ヲ授与スヘキ者ハ東京大学及ヒ〔中略〕当省ノ特許ヲ得タル医学校ノ卒業証書ヲ有スル者ニ限り候条右ニ適応スル医学校有之候向ハ〔中略〕当省へ稟議スヘシ」と府県に達した（『法令全書』明治十五年、675～676頁）。無試験で医術開業免状を得られるのは東京大学と、内務省の「特許」を得た医学校の卒業者に限られた。また内務省は、医術開業免状を与え医籍に登録した者を『官報』で随時広告していたが、そこでは医術開業試験の合格者、東京大学の卒業者および「特許医学校」を分けて示していた。
- 12 『帝国大学一覽<sup>從明治廿七年
至明治廿八年</sup>』38頁。
- 13 前掲『東京大学百年史』資料一、664頁。
- 14 1888年に撰科生となった佐多愛彦の回想によれば、医科大学が初めて撰科生を「公募」したのは1888年夏のことだったが、「其前年既に特別の許可」により数名が撰科生として入学していたとされ、桂田、江波、荒木、遠山の名前があがっている（東京帝国大学医学部病理学教室五十周年記念会編『東京帝国大学病理学教室五十年史』下巻、東京帝国大学医学部病理学教室五十周年記念会、1938年、15頁）。
- 15 「回議録・第5類・医術卒業証免状願・2冊ノ内甲〈衛生課〉」（請求番号615.A2.03）、「普通第2種願伺届録・医術免許状願・全〈衛生課〉」（617.D4.04）、「（普通第1種）庶政要録・医師・薬剤師免状請書〈第五課〉」（619.C5.06）、「普通第1種 庶政要録・医師免状請書〈第五課〉明治26年度」（620.D7.11）といった簿冊を使用した。
- 16 前掲『東京大学百年史』通史二、194頁。
- 17 同上、197頁。
- 18 所澤潤「解説 東京大学年報の体裁の変遷と統合された統計資料—明治三十一年まで—」（前掲『史料叢書 東京大学史 東京大学年報』第3巻、所収）402～404頁。
- 19 この書式変更は、1892年11月15日付で文部大臣官房報告課長が帝国大学総長宛で出した通牒によるものだった（前掲「解説 東京大学年報の体裁の変遷と統合された統計資料—明治三十一年まで—」404頁）。

- 20 「学内往復目録 明治二十六年」 S0005/17 東京大学文書館所蔵。この簿冊には1893年中に医科大学長から帝国大学総長に提出された、助手や「雇」「補助」「介補」の進退に関する届が綴じられている。その意味では医科大学に残った撰科修了者を調べるのには有用な資料なのだが、1887年から1893年のあいだはこの一冊のみで他は未見。
- 21 前掲「解説 東京大学年報の体裁の変遷と統合された統計資料—明治三十一年まで—」402～403頁。なお、1892年11月の通牒で9月調査も加えるよう改められた。
- 22 「四一 二十年十二月末調本学職員及学生々徒表総務局へ回付」(「文部省往復 明治二十一年」 S0001/Mo088 所収)。なお、いちいち注記しないが、本稿では「文部省往復」および「文部省往復報告」はすべて東京大学文書館デジタル・アーカイブを利用した。
- 23 「一三七 二十一年十二月末本学人員調」(「文部省往復 明治二十二年 S0001/Mo091 所収」)。
- 24 「八九 帝国大学職員教員其他二十二年十二月末日調」(「文部省往復 明治二十三年」 S0001/Mo095 所収)。
- 25 「百十 帝国大学職員数教員其他二十三年十二月末日調査表」(「文部省往復 明治二十四年」 S0001/Mo099 所収)。
- 26 近藤修之助編『明治医家列伝』1894年、151～152頁。
- 27 東京市養育院編『養育院六十年史』東京市養育院、1933年、305頁、588頁、附録88頁。
- 28 「七十四 帝国大学職員及学生々徒二十四年十二月末日現在員調」(「文部省往復 明治二十五年」 S0001/Mo101 所収)。
- 29 高梨光司編『佐多愛彦先生伝』佐多愛彦先生古稀壽祝賀記念事業会、1940年、45頁。
- 30 「九十五 明治廿五年十二月末帝国大学職員及学生生徒調」(「文部省往復 明治二十六年」 S0001/Mo103 所収)。
- 31 井村は、1891年12月に精神病学教室補助を申し付けられていた(「井村忠介君伝」『神経学雑誌』第27巻第8号、1927年5月、61頁)。
- 32 「十五 明治廿六年十二月末職員及学生生徒調」(「文部省往復 明治二十七年」 S0001/Mo105 所収)。
- 33 『帝国大学医科大学医院一覧』1890年11月、1～17頁。
- 34 「非官吏」については石井滋『非官吏制度の研究—戦前期日本における雇員・傭人・待遇官吏・嘱託制度の成立と変遷—』(ブイツーソリューション、2016年)を参照した。
- 35 「各省ノ官制通則ヲ定ム」(「公文類聚・第十編・明治十九年・第二巻・官職一・官職二・職制章程第一」類 00248100 (国立公文書館所蔵) 所収)。国立公文書館所蔵資料については同館デジタルアーカイブを利用した。
- 36 前掲『東京大学百年史』資料一、300頁。
- 37 「帝国大学総長職務規程入用ノ儀ニ付該大学へ回答ノ件」(「諸帳簿・往復簿・明治二十五年・内閣記録局」帳 00088100、国立公文書館所蔵、所収)。
- 38 前掲『東京大学百年史』資料一、332頁。
- 39 『明治二十四年十二月二十一日調 文部省職員録』(職員録・明治二十四年十二月・職員録(文部省)調、職 A00763100、国立公文書館所蔵)、55～64頁。『明治二十五年七月一日調 文部省職員録』も同様。ちなみに1890年以前の職員録には助手の記載はない。
- 40 前掲『東京大学百年史』資料一、638～639頁。
- 41 分科大学卒業生以外の者が大学院に入学するには「特ニ設ケタル定期ノ試験」による「学力ノ検定」が必要だった(「大学院規程」前掲『東京大学百年史』資料一、737頁)。
- 42 前掲『東京大学百年史』資料一、639頁。

- 43 前掲「七十四 帝国大学職員及学生々徒二十四年十二月末日現在員調」（前掲「文部省往復 明治二十五年」所収）。
- 44 中野実「助手制度の成立史—帝国大学初期を中心として—」（伊藤彰浩・岩田弘三・中野実『近代日本高等教育における助手制度の研究』広島大学大学教育研究センター、1990年、所収）63頁。
- 45 少し時期は外れるが、岩田弘三の調査によれば、1896年にも撰科出身の助手（判任）が1名いたとされる。ただし詳細は不明である（岩田弘三「帝大助手のキャリア」（前掲『近代日本高等教育における助手制度の研究』所収）の32頁の表3.2、および岩田弘三『近代日本の大学教授職—アカデミック・プロフェッションのキャリア形成—』玉川大学出版部、2011年、135頁の表5-3）。
- 46 前掲『東京大学百年史』資料一、649頁。
- 47 前掲「助手制度の成立史—帝国大学初期を中心として—」65頁。
- 48 前掲『東京大学百年史』通史一、532頁。
- 49 前掲「学内往復目録 明治二十六年」。
- 50 『帝国大学第四年報』（前掲『史料叢書 東京大学史 東京大学年報』第3巻）の「職員増減」欄（複製版180頁）における記述。例年同様の文言がみられる。
- 51 「四 医科大学同上〔明治二十一年度年報材料〕」（「文部省往復 報告 明治二十二年」S0001/Mo090所収）。
- 52 「二 医科大学同上〔明治二十二年度年報材料〕」（「文部省往復 報告 明治二十三年」S0001/Mo094所収）。
- 53 『帝国大学第八年報』（前掲『史料叢書 東京大学史 東京大学年報』第4巻）の「職員増減」欄（複製版40頁）。
- 54 前掲『近代日本の大学教授職』128～131頁。
- 55 「三二四 自今雇員採用届出ノ節ハ其教務者ト事務者トノ区別ヲ記シ届出ヘク旨其他云々文部省ヨリ通達ニ付回答」（前掲「文部省往復 明治二十三年」所収）。
- 56 「四百九 職員録へ掲載スヘキ雇員囑托員人名文部省へ送付ノ件」（前掲「文部省往復 明治二十四年」所収）。
- 57 前掲『佐多愛彦先生伝』58～60頁。
- 58 宇留野勝弥『遠山椿吉』私家版、1968年、180～181頁。
- 59 医事時論社編『日本医籍録』医事時論社、1925年、滋賀7頁。
- 60 『人事興信録（初版）』人事興信所、1903年、874頁。
- 61 前掲『日本医籍録』東京113頁。
- 62 前掲『佐多愛彦先生伝』46～47頁。なお、この記述は同書の46頁に掲載されている辞令の写真と比べると若干不正確である。そこには「当分医科大学雇申付月給金拾円給与、明治廿四年四月廿八日」とある。
- 63 さしあたり文系の分科大学だけだが、前掲「選科出身者に関する覚書」を参照。

（よしかわ たくじ 名古屋大学教育発達科学研究科）